（法第三十二条の十三に関する事項） **第二十四条の五**　（略） 2・3　（略） 4　有料職業紹介事業者は、手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程について、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により、情報の提供を行わなければならない。	（法第三十二条の十三に関する事項） **第二十四条の五**　（略） 2・3　（略） 4　有料職業紹介事業者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程を掲示しなければならない。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十九号

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）第六条の二第一項の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項第一号及び第二号、第三項並びに第六項並びに第五条第三項並びに同法第七条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二十八日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1　（略） 2　この省令は、令和十年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この省令の失効の際現に手帳所持者である者については、当該手帳が失効する日（その日に雇用奨励金の支給を受けている者については、その支給が終了する日）までの間は、なおその効力を有する。 3　（略）	**附　則** 1　（略） 2　この省令は、平成三十五年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この省令の失効の際現に手帳所持者である者については、当該手帳が失効する日（その日に雇用奨励金の支給を受けている者については、その支給が終了する日）までの間は、なおその効力を有する。 3　（略）

附　則

この省令は公布の日から施行する。